



長野県報

3月19日(月)
平成19年
(2007年)
第1847号

目 次

規則

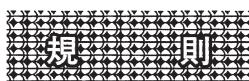
| | |
|-------------------------------|---|
| 長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課） | 1 |
|-------------------------------|---|

告示

| | |
|----------------------------------|----|
| 平成19年3月12日成立した平成18年度補正予算の要領（財政課） | 3 |
| 平成19年3月12日成立した平成19年度予算の要領（財政課） | 6 |
| 公共測量の実施（土木政策課） | 10 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路課） | 10 |

公 告

| | |
|----------------------------------|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課） | 11 |
| 一般競争入札（税務課） | 11 |
| 一般競争入札（健康づくり支援課） | 12 |
| 地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出（農業政策課） | 13 |
| 地方卸売市場の廃止の許可（農業政策課） | 13 |
| 家畜伝染病発生の報告（畜産課） | 13 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（3件）（農地整備課） | 13 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課） | 14 |
| 一般競争入札（2件）（管財課） | 14 |
| 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課） | 16 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） | 16 |
| 一般競争入札（生活文化課） | 16 |



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成19年3月19日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「許可及び指導取締り」を「許可等」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「許可及び指導取締り」を「許可等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「認定、警備業に係る届出の受理、警備員等の検定の実施、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の講習の実施及び資格者証の交付並びに指導取締り」を「認定等」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく銃砲刀剣類の所持の許可等に関すること。

第10条第1項第7号及び第8号を削り、同項第9号中「、譲受け、

輸入及び消費の許可、火薬類運搬届の受理並びに火薬類運搬証明書の交付」を「の許可等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号中「受理及び届出を証明する文書の交付」を「受理等」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 高圧ガスその他の危険物に係る届出等の受理等に関すること。
(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化に関すること。

第10条第1項第11号を削り、同項第12号を同項第10号とし、同項第13号を同項第11号とし、同条第2項を次のように改める。

2 生活安全企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、地域安全推進室を付置する。

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 家出人、迷子、めいてい者その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (4) 特殊開鋭用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の規定に基づく特定侵入行為の防止に関すること。
- (5) 警察安全相談に関すること。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の規定に基づくストーカー行為等の規制及び被害を防止す

るための援助並びに取締りに関すること。

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の規定に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに取締りに関すること。

(8) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)の規定に基づくめいてい者の行為の規制に関すること。

(9) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年長野県条例第86号)の規定に基づく暴力的不良行為等の防止に関すること。

第10条第3項を削る。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 少年による犯罪の捜査に関すること。

第13条第4号を次のように改める。

(4) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

第13条第8号を同条第16号とし、同号の前に次の7号を加える。

(9) 質屋営業法及び古物営業法の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

(10) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

(11) 警備業法の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく犯罪の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 火薬類取締法の規定に基づく犯罪の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 高圧ガスその他の危険物に係る犯罪の取締りに関すること。

(15) 特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

第13条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「(昭和23年法律第122号)の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化並びに」を「の規定に基づく犯罪の」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の後に次の1号を加える。

(5) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の規定に基づく犯罪の取締りに関すること。

第13条に次の1項を加える。

2 生活環境課に、情報通信の技術を利用する犯罪の取締りに係る技術的支援並びに不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の規定に基づく不正アクセス行為の再発を防止するための援助等及び取締りに関する事務をつかさどらせるため、ハイテク犯罪対策室を付置する。

第16条の3第3号中「指紋業務」を「指掌紋業務」に改める。

第18条第1項第2号中「自動車」を「車両」に改める。

第30条第1項中「生活安全・刑事課、地域課」を「生活安全課、地域課、刑事課」に改め、同条第2項中「置く」を「、長野県飯山警察署、長野県中野警察署、長野県須坂警察署、長野県丸子警察署、長野県望月警察署、長野県小諸警察署、長野県軽井沢警察署、長野県南佐久警察署、長野県駒ヶ根警察署、長野県阿南警察署、長野県木曽警察署及び長野県大町警察署に生活安全課及び刑事課に代えて生活安全・刑事課を置く」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第6号中「第14項及び第15項」を「第13項及び第14項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の後に次の1号を加える。

(6) 電話交換に関すること。

第30条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「生活安全・刑事課」を「生活安全課」に改め、同項第5号から第9号までを削り、同項を同条第7項とし、同条第9項中「生活安全課は、前項第1号から第4号まで」を「生活安全・刑事課は、前項各号及び第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削り、同条第11項第3号中「こと」の次に「(総務課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 刑事課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 刑事警察に関すること。

(2) 暴力団対策に関すること。

(3) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(4) 組織犯罪の取締りに関すること(署内の他課の所掌に属するものを除く。)。

(5) 犯罪鑑識に関すること。

第30条第12項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1の生活安全部の項中「指導係 生活安全係 営業係 警備業係 危険物係」を「企画係 指導係 許認可係」に改める。

別表第2の1の長野市安茂里交番の項中「宮沖」を「宮沖 川中島町四ツ屋の一部 丹波島3丁目の一部」に改め、同1の長野市小市警察官駐在所の項中「川中島町四ツ屋の一部」を「川中島町四ツ屋の一部 篠ノ井小松原の一部」に改め、同表の5の長野市共和警察官駐在所の項中「篠ノ井岡田の一部 篠ノ井小松原」を「篠ノ井岡田の一部 篠ノ井小松原の一部」に改め、同5の長野市更北交番の項中「丹波島1丁目から3丁目まで」を「丹波島1丁目及び2丁目 丹波島3丁目の一部」に改め、同表の25の池田町交番の項中

「池田町
大字池田 大字会染のうち相導寺、半在家、中島及び法道 大字広津 大字陸郷
のうち日向、小実平、有明及び宮の平」を

「池田町に改め、同25の池田町会染警察官駐在所の項を削る。」

別表第4の交通部の項中「警視」を「警視又は吏員」に

改め、同表のハイテク犯罪対策室の項を削り、同表の警察安全相談室の項を次のように改める。

| | | | |
|---------|----|--------|------------------|
| 地域安全推進室 | 室長 | 警視又は吏員 | 室務の掌理及び部下職員の指揮監督 |
|---------|----|--------|------------------|

別表第4の少年サポートセンターの項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----------|----|---|---|------------------|
| ハイテク犯罪対策室 | 室長 | 警 | 視 | 室務の掌理及び部下職員の指揮監督 |
|-----------|----|---|---|------------------|

別表第4の鑑識課の項中「指紋の」を「指掌紋の」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月26日から施行する。

警務課